平成２９年（フ）第２８７号
長崎県長崎市中小島１丁目６番１号　小池アパート201
債務者　松尾　和彦
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
北海道小樽市長橋５丁目15番36号、前住所千葉県市川市二俣２丁目８番18―305号　メゾンベール
債務者　中川滿壽美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第８３２号
仙台市太白区人来田１丁目８番22号、従前の住所千葉県東金市東金1237番地５　メゾンアロンジェ103
債務者　高橋　啓一
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８６０号
仙台市太白区向山２丁目13番４―303号
債務者　大須　美紀
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８８３号
仙台市太白区恵和町23番13号　アップルハウス恵和２―205
債務者　小濱　有里
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９２４号
仙台市青葉区小松島１丁目６番10号　インテリジェント小松島103、従前の住所仙台市青葉区高松２丁目11番34号　エンデバーササキ203
債務者　志賀　朝子（旧姓横尾）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９７６号
仙台市宮城野区五輪１丁目６番22号　ベルハイムＳ―201
債務者　浅野　志保
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９９８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目４番地　鶴ケ谷第一市営住宅５棟703、従前の住所仙台市青葉区通町１丁目６番12―402号
債務者　永井　次子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６０号
宮城県角田市神次郎字上中田32番地
債務者　庄司　　駿
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第４３号
秋田県由利本荘市石脇字田中57番地１　ピアシティ９番館
債務者　小林　真一
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第４５号
秋田県にかほ市院内字下横根74番地１　市営住宅さくらＢ―205
債務者　佐藤　　雪
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第４６号
秋田県にかほ市平沢字平森92番地５
債務者　佐藤　　鉱
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第１６１号
福島市飯坂町湯野字南町２番地の２　ゴールドミナミ101
債務者　宍戸　廣樹
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１６２号
福島市郷野目字向町55番地　サニーハイツＣ202号室
債務者　髙橋　　瞳
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２５８号
茨城県つくば市水守1258番地２
債務者　宇津野眞智子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２５９号
茨城県石岡市府中４丁目５番45号　浅倉住宅Ｂ
債務者　国安　　隆
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第６６６号
川崎市川崎区旭町２丁目１番８号　サニーハイム101
債務者　大塚　真司
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係